

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区小石川四丁目都有地における障害者施設に係る土地賃借料補助金							
根拠規定等	文京区小石川四丁目都有地における障害者施設に係る土地賃借料補助要綱							
創設年月	平成	25	年	12	月	経過年数 <small>〔自動計算〕</small> 0年	終了予定年月	H26.3
直近の見直し年月			年		月	経過年数 <small>〔自動計算〕</small>		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	29 障害者グループホーム等整備費補助	1 障害者グループホーム整備費補助	98		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」として実施される文京区小石川四丁目都有地における障害者施設(グループホーム及び通所施設)の整備を行う事業者に対し、土地賃借料を補助することにより、障害者施設の整備を促進し、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする。					
補助事業等の内容	小石川四丁目都有地活用障害者施設に係る土地賃借料の補助					
補助対象経費の内容	小石川四丁目都有地活用障害者施設に係る土地賃借料					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 社会福祉法人文京槐の会					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	[その他の場合は具体的に記入] 補助交付額は本件に係る都有地賃借料の額とする。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	補助事業を実施する事業者は、都の公募により選定された。					
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	障害者施設の整備を円滑に実施するためのものであり、社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画及び地域福祉保健計画(障害者計画)の計画事業として位置づけられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公有地を活用した施設整備を推進するために必要な補助事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施しなかった場合は、施設整備が円滑に進まないこととなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助事業を実施する事業者は公募により選定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	公有地賃借料の負担軽減策として区が実施できる方法は他にないと考えられる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金があるため事業者の負担が軽減され、障害者施設の整備が促進される。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	障害当事者及び家族が望むグループホーム等の利用及び支援が得られ、地域移行等が促進される。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	障害者のグループホーム等の利用が拡大することにより、地域移行等が促進される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	補助事業者が都に土地賃借料を支払ったことを確認の上補助金を支出しており、問題はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者は障害者施設の整備を行う社会福祉法人であり、活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助事業の実績報告時に内容を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-	1	1	1
決算(予算)額	-	955	2,887	2,887
国庫支出金		0	0	0
都支出金		0	0	0
その他		0	0	0
一般財源		955	2,887	2,887
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付団体名: 社会福祉法人文京槐の会			

5 課題及び今後の方向性

事業者の障害者施設運営に係る収支状況に対する判断により、補助金の額について見直すこととしており、その判断基準の設定が課題である。